

## 【関係法令】

### 日本国憲法（抜粋）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

### 男女共同参画社会基本法（抜粋）

#### 前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## 先進事例

埼玉県さいたま市(平成13年5月1日新設合併)

女性政策事業については、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。

女性センターにかかる事業については、埼玉県女性センター(仮称)計画との調整を図り進めるものとする。

山梨県南アルプス市(平成15年4月1日新設合併)

新市において、すみやかに男女共同参画プラン(旧6市町村中4市町村が策定)を策定する。宣言都市については、平成15年3月31日で終了し、新市において検討中である。事業についても新市で策定する。

福井県春江町・坂井町合併協議会(平成16年3月15日目標新設合併)

新市において、すみやかに男女共同参画プラン(合併2町とも策定)を策定する。宣言都市については、未定。条例(2町とも無し)については、新市において、速やかに制定する。

広島県庄原市・比婆郡4町・総領町合併協議会(平成16年11月1日目標新設合併)

新市において、すみやかに男女共同参画プランを策定する。